

## 規制シート(様式)

160197701310001

平成28年12月8日

規制の名称	精神保健福祉士の登録簿への登録、精神保健福祉士養成施設等の指定、指定試験機関及び指定登録機関の指定等	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	精神保健福祉士法(平成9年法律等131号)等	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課長 田原 克志
規制目的	精神保健福祉士の資格に関する要件、養成施設等の指定基準を定めることにより、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>○精神保健福祉士の名称を用いて業務を行うためには、国家試験に合格した上で登録する必要があること。</p> <p>○指定試験機関及び指定登録機関の指定は、他に指定を受けた者がなく、かつ、申請が精神保健福祉士法第10条第3項各号を満たしていると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>○精神保健福祉士の受験資格要件の一つに定められている短期養成施設等及び一般養成施設等の指定基準を定め、設置に当たっては所管する都道府県知事の指定を受ける必要があること。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	精神保健福祉士の業務の適性を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与するため、精神保健福祉士の資格に関する要件、養成施設等の指定基準を定めることは必要であるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

160197701310001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>・「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」(平成23年8月5日付け障発0805第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)                  ・「指定施設における業務の範囲等について」(平成23年8月5日付け障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)                  ・「精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について」(平成23年8月5日付け障発0805第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)                  ・「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」(平成23年8月5日付け23文科高501・障発0805第9号文部科学省高等教育局・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知) 等</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>精神保健福祉士法(平成9年法律等131号)第7条第1号・第2号・第3号・第4号 等</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>上記通知は、精神保健福祉士法第7条各号に規定する受験資格等に関して、留意事項等を示すものであるため。</p>